男女府第2027号

令和７年９月26日

各 消費生活協同組合（連合会） 代表理事 様

大阪府 府民文化部  
男女参画・府民協働課長

消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

標記について、別添のとおり、厚生労働省から令和７年９月24日付け、社援発0924第２号により通知がありましたのでお知らせします。

本通知の趣旨、内容等にご留意の上、組合の適正な運営に努めていただきますよう、お願いします。

【問合せ先】

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課

府民協働グループ　内畠・吉村

電　話：０６－６２１０－９２６７(直通)

ファックス：０６－６２１０－９３２２

メール：UchihataY@mbox.pref.osaka.lg.jp